

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-107号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（規則第2-43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等をする こと。 ア～ウ (略) <u>エ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> (8)～(34) (略)	(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等をする こと。 ア～ウ (略) (8)～(34) (略)

附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行する。